

平成 25 年 3 月 8 日

居宅介護支援事業者  
福祉用具貸与事業者  
各位

常総市保健福祉部介護長寿課長  
(公印省略)

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取り扱いについて  
(常総市の取扱い方針)

1) 介護保険福祉用具貸与の取り扱いについて

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（以下老企第 36 号と称す）」の 9（2）①で定めている例外給付の件については下記の通りとする。

- ① 老企第 36 号の 9（2）①ウについては下記の通りとし、別表 1 のように取り扱う。
  - ・ 「市町村が書面等確実な方法により確認する」とは、利用者を担当するケアマネージャーから介護長寿課へ別紙届出書の提出（要件を満たす添付文書は厚労省通知に従い別表の通りとする）により、介護長寿課長の確認をもって行う。
  - ・ 常総市から、受理票、通知書、証明書等の交付はない。
- ② 老企第 36 号の 9（2）①イについては、以下の扱いとする。
  - ・ 介護給付適正化の観点から、また、①の取扱いが市の確認を必要としていることに鑑み、添付文書を含めて①同様の扱いとする。
- ③ 複数の福祉用具を例外給付でレンタルする場合、意見書等の添付文書中に借りたい用具についてそれぞれの記述があり介護長寿課で確認可能な状態であれば、一枚の届出書で申請可能とする。
- ④ 老企第 36 号の 9（2）①アについては、厚生労働大臣が定めるもの（厚労省告示第 95 号第 25 のイ）に該当し、別表 2 の基本調査の結果により例外給付とする場合は、保険者側で給付要件を確認できることから、届出書を要しない扱いとする。

2) 届出書について

- ① 届出書の提出は、利用者を担当するケアマネージャーからとする。
- ② 届出書の提出は、貸与開始日までに介護長寿課又は石下窓口センターにすること。
- ③ 届出書の提出は、貸与開始時のほか、要介護認定更新申請時の場合は更新後の認定有効期間開始日までに、要介護区分変更申請時は申請後、速やかに行うこと。

3) その他、届出に関する取り扱い事項

- ① 福祉用具貸与開始日までに市への届け出がない場合、福祉用具貸与開始日から届け出があった日までの間の福祉用具貸与については自費扱いとする。
- ② 現に福祉用具の貸与を受けている利用者の要介護認定更新申請時に、更新後の認定有効期間開始日までに市へ届け出がなかった場合、更新後の認定有効期間開始日から届け出があった日までの期間の福祉用具貸与は自費とする。
- ③ 区分変更申請時の際に福祉用具貸与開始日、または、区分変更後の認定有効期間開始日までに市へ届け出がなかった場合、区分変更後の認定有効期間開始日から届け出があった日までの期間の福祉用具貸与は自費とする。
- ④ 届出書が市へ提出されているが、添付文書等で例外給付の適否が判断できない場合は福祉用具貸与の保険請求はできないので注意されたい。

4) 軽度者の福祉用具貸与の例外給付の算定にあたって

- ① 居宅介護支援事業者は、届出書及び添付書類の写しを福祉用具貸与事業者に交付すること。
- ② 福祉用具貸与事業者は、届出書及び添付書類の確認を現物、または写しをもって確認し、福祉用具貸与計画書とともに記録・保存すること。

5) 詳しくは介護保険最新情報 VOL. 266 (H24. 3. 16) をご覧ください。

※上記及び別表の取扱い上で、定めのないものについては個別協議を行うこととする。

別表1

## 福祉用具貸与となる主な事例内容

老企第36号の9(2)②ウ i)～iii) 福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像 より

※太字・斜体箇所が変更点

事例類型	必要となる福祉用具	主な事例(概略) (事例の病名でなくてもよい)	平成12年老企第36号該当項目	常総市の貸与取扱い	添付文書
I 状態の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊寝台</li> <li>床ずれ防止用具</li> <li>体位変換器</li> <li>移動リフト</li> <li><b>自動排泄処理装置</b></li> </ul>	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象(ON・OFF現象)が頻繁に起き、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。	第二 居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。)に関する事項9 福祉用具貸与費 (2) 経過的要介護又は要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費 ① 算定の可否基準 ウ i)	○事例内容(概略)の病名に係るものだけでなく、医師が福祉用具を必要であるとの意見を書面等で確認できる状態で、かつ身体の状態が主な事例の下線部の状態であることが確認され、サービス担当者会議で必要と判断された軽度者に対して貸与することとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>医学的所見記載文書例)・主治医意見書</li> <li>診断書</li> <li>情報提供表</li> <li>居宅サービス計画に記載する医師の所見</li> <li>ケアマネジメント</li> <li>サービス担当者会議議事録</li> <li>居宅サービス計画</li> <li><b>福祉用具貸与計画</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊寝台</li> <li>床ずれ防止用具</li> <li>体位変換器</li> <li>移動リフト</li> <li><b>自動排泄処理装置</b></li> </ul>	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。			
II 急性増悪	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊寝台</li> <li>床ずれ防止用具</li> <li>体位変換器</li> <li>移動リフト</li> <li><b>自動排泄処理装置</b></li> </ul>	末期がんで、認定調査時は何とか自立しているが、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。	第二 居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。)に関する事項9 福祉用具貸与費 (2) 経過的要介護又は要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費 ① 算定の可否基準 ウ ii)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病名に「がんの末期」と記載のある主治医意見書等ある場合は従来通り該当するものとする。</li> <li>○上記病名以外の場合、医師が福祉用具を必要であるとの意見を書面等で確認できる状態で、かつ、急激に状態が悪化、短期間で例外給付該当者と見込まれる場合は、貸与することとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医学的所見記載文書例)・主治医意見書</li> <li>診断書</li> <li>情報提供表</li> <li>居宅サービス計画に記載する医師の所見</li> <li>ケアマネジメント</li> <li>サービス担当者会議議事録</li> <li>居宅サービス計画</li> <li><b>福祉用具貸与計画</b></li> </ul>
III 医師禁忌	特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、 <u>一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。</u>	第二 居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。)に関する事項9 福祉用具貸与費 (2) 経過的要介護又は要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費 ① 算定の可否基準 ウ iii)	○疾病等により、福祉用具の必要性または貸与品目が主治医から指示されている場合には、当該福祉用具を貸与することとする。 ○主な事例の下線部の状態は例であり、主治医の所見を優先する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>医学的所見記載文書例)・主治医意見書</li> <li>診断書</li> <li>情報提供表</li> <li>居宅サービス計画に記載する医師の所見</li> <li>ケアマネジメント</li> <li>サービス担当者会議議事録</li> <li>居宅サービス計画</li> <li><b>福祉用具貸与計画</b></li> </ul>
	特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、 <u>急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。</u>			

## 別表1

## 福祉用具貸与となる主な事例内容

老企第36号の9(2)②ウ i) ~ iii) 福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像 より

※太字・斜体箇所が変更点

事例類型	必要となる福祉用具	主な事例(概略) (事例の病名でなくてもよい)	平成12年老企第36号該当項目	常総市の貸与取扱い	添付文書
Ⅲ 医師禁忌	・特殊寝台	重度の逆流性食道炎(嚥下障害)で、特殊寝台の利用により、 <u>一定の角度に上体を起こすこと</u> で、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。 <u>特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。</u>	第二 居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。)に関する事項 9 福祉用具貸与費 (2) 経過的要介護又は要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費 ① 算定の可否基準 ウ iii)	○疾病等により、福祉用具の必要性が貸与品目等が主治医から指示されている等の場合には当該福祉用具を貸与することとする。 ○主な事例の下線部の状態は例であり、主治医の所見を優先する。	・医学的所見記載文書 例)・主治医意見書 ・診断書 ・情報提供表 ・居宅サービス計画に記載する医師の所見 ・ケアマネジメント ・サービス担当者会議議事録 ・居宅サービス計画 ・ <b>福祉用具貸与計画</b>
	・床ずれ防止用具 ・体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、 <u>床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。</u>			
	・移動リフト	人工股関節の術後で、 <u>移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。</u>			

別表2

「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成24年3月13日厚生労働省告示第95号)  
 第25のイ 厚生労働大臣が定める者

(老企第36号の9(2)①ア および イ の 厚生労働大臣が定める者) ※太字・斜体箇所が変更点

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び同付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 「3. できない」
	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者(注1)	※
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知器	次のいずれにも該当する者	
	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または 基本調査 3-2~7 のいずれか 「2. できない」 または 基本調査 3-8~4-15 のいずれか 「1. ない」 以外 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 「4. 全介助」 以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「3. できない」
	(2) 移動が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「3. 一部介助」または「4. 全介助」
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者(注2)	※
カ 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)	次のいずれにも該当する者	
	(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4. 全介助」

※ アの(2)及びオの(3)については、該当する認定調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者介護等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うこととする。

注1 「歩行ができる」であっても、日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者として、ケアマネジメントにより地域の実情等を含めて総合的に判断を行う。

注2 昇降座椅子については、認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断する。「立ち上がり」は、いすやベッド、車いすに座っている状態からの立ち上がりを評価するものである。昇降座椅子は「床からの昇降」を補助するものであるため、「畳からポータブルトイレへの乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要がある。